

# 能勢町ICT教育環境整備方針

平成31年2月策定

令和2年2月改訂

## 《目的》

令和2(2020)年度から順次全面実施される新学習指導要領においては、「情報活用能力」を、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に、「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけるとともに、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことが明記されました。

本町では、平成21年度以降、ICT教育環境整備を推進し、大型提示装置や学習ツールとしてのコンピュータを設置してきました。また、平成28年度の新学校開校に合わせ、無線LANや超高速インターネット接続、校務用コンピュータを整備しました。

今後も、ますます発展するICT環境に対応し、21世紀の高度情報化社会を生き抜く力を養うため、「能勢町ICT教育環境整備方針」を策定します。

この方針に基づき、能勢の子どもたちが、ICTをツールのひとつと捉え、ICTを活用した主体的・対話的で深い学びを実践するとともに、子どもたちの体験の格差を解消し、自立につなげていくため、ハード・ソフト両面からの環境整備を計画的に実施していきます。

## 《背景・国(文部科学省)の動向》

平成23年4月 教育の情報化ビジョン～21世紀にふさわしい学びと学校の創造を目指して～

平成25年6月 第2期教育振興基本計画(平成25年度～平成29年度)

「ICTの活用による新たな学びの推進」を明記

平成30年6月 第3期教育振興基本計画(平成30年度～平成34(2022)年度)

「学習者用コンピュータや大型提示装置、超高速インターネット、無線LANの整備など、各地方公共団体による計画的な学校のICT環境整備の加速化を図る」ことを明記

令和元年12月 安心と成長の未来を拓く総合経済対策

「義務教育段階において、令和5年度までに、全学年の児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指す」ことを明記

## 《能勢町におけるICT教育環境整備の経過》

平成21年度 大型提示装置設置(104台)

平成21年度 学習者用コンピュータ導入(95台)

平成28年度 無線LAN、超高速インターネット接続、校務支援システム、校務用コンピュータ整備  
(能勢ささゆり学園の開校に合わせて整備)

## 《能勢ささゆり学園におけるICT教育環境整備の現状》

別紙1のとおり

### 《能勢町におけるICT教育環境整備の課題と今後の取組》

平成28年4月の能勢ささゆり学園開校に合わせて、学校内の無線LANや超高速インターネット接続といったICT環境を整備したものの、学習者用・指導者用コンピュータの設置台数が十分でないことや学習用ツールが導入されていないことから、授業での活用が進んでいない状況となっています。

教育ICT環境整備項目のそれぞれの現状と課題、今後の取組については、次のとおりです。

#### ◆指導者用コンピュータ及び学習用ツールの整備

指導者用コンピュータについては、平成24年度に導入したipadが9台のみであり、学習用ツールは導入されておらず、授業での活用が進んでいない状況である。

授業用タブレットPC及び授業支援ソフトを導入することにより、ハード・ソフト両面からのICT環境を整備し、さまざまな学習活動でICTツールを活用する。

#### ◆学習者用コンピュータの整備促進

学習者用コンピュータの整備状況は、12.5人／台である。現在、小学校では修学旅行に向けた調べ学習、中学校では技術の授業で数時間使用するのみである。

令和元年12月に閣議決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」に基づき、令和5年度までに1人1台のパソコン環境を実現させ、主体的・対話的で深い学びを実践する。

また、情報学習センターには、旧校のノートPC(Windows7)40台を設置し、調べ学習やキーボード操作練習、アフタースクールⅡでの学習等で活用しているが、Windows7のサポート期間が終了することと文部科学省の全国学力テスト(英語)に対応できる十分なスペックが望ましいと考えられるところから、更新する。

#### ◆校務用サーバの設置及び校務用コンピュータの更新

平成28年4月の能勢ささゆり学園開校に合わせて、校務支援システム及びタブレットPC55台を導入したものの、サーバが設置されておらず(NASの設置のみ)、データ容量の関係からコンピュータの動作が遅く、作業効率が悪い状況である。また、校務用と指導者用の併用としてタブレット型コンピュータを導入したにも関わらず、セキュリティ環境が整備されておらず、結果として校務用のみの活用にとどまっている。また、校務用コンピュータを使用する教職員数については、開校前の見込みより多く、55台では不足しており、旧校のノートPC15台(Windows7)を使用していることから、ノートPC70台に更新する。

また、校務支援システムの動作環境を改善するために、校務用サーバを導入し、ハード面で「校務系」と「学習系」に分離し、作業の効率化とセキュリティの強化を図る。

※NAS:Network Attached Storage の略。補助記憶装置。校務支援システムに加え、学習支援システムを導入するには、情報管理・

容量等の関係よりサーバを設置しなければならない。

#### ◆ICT環境のセキュリティ強化

平成 29 年 10 月に文部科学省から「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」が示された。現状では、このガイドラインに沿ったセキュリティ対策が講じられていないため、セキュリティソフトや指導者用タブレットを導入することにより「校務系」「校務外部接続系」「学習系」の 3 系統に分離するとともに、教職員の情報セキュリティに対する意識の醸成を図る。

#### ◆教員のICT環境の活用促進

平成 30 年 6 月に能勢ささゆり学園教員にアンケート調査を実施したところ、タブレットPCを授業にすぐに活用できると回答したものは、小学校で 33%、中学校で 62% である。

学習用ツール(授業支援ソフト)を導入し活用しやすくするとともに、計画的に研修を実施し、及び外部研修に参加させ、教員のスキルの向上を図る。また、授業でのICT活用についての支援(デジタル教材の作成支援、ICT機器準備、授業でのICT機器の操作支援等)のため、ICT支援員を配置する。

#### 《計画期間》

平成 31(2019)年度～令和 6(2024)年度

#### 《能勢ささゆり学園におけるICT教育環境整備計画》

別紙2のとおり

#### 《参考資料》

□平成 30 年 7 月 12 日付 30 文科生第 286 号

第 3 期教育振興基本計画を踏まえた、新学習指導要領実施に向けての学校のICT環境整備の推進について(通知)

□第 3 期教育振興基本計画【抜粋】(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)

□安心と成長の未来を拓く総合経済対策【抜粋】(令和元年 12 月 5 日閣議決定)

《能勢さきゆり学園におけるICT教育環境整備の現状》

別紙1

ICT機器	数量	購入時期	設置場所	使用状況	第3期教育振興基本計画の目標達成状況
大型提示装置(デジタルテレビ)	75	H22.3月	各教室	授業で使用	○
实物投影装置(書画カメラ)	3	H25.8月	職員室	数学科で使用	○
電子黒板用タッチパネル	7	H22.3月	小学校教室 支援教室	授業で使用	—
学習者用コンピュータ	41	H24.8月	情報学習センター	授業で使用	△
指導者用コンピュータ	9	H24.10月	職員室	授業で使用 (ipad 9台)	○
学習用ツール	×			授業を担任する教員1人1台	×
無線LAN	○	H28.4月		学習者及び指導者用PCの台数分	×
校務用コンピュータ	70	H24.8月 H28.3月	(タブレットPC55台、ノートPC15台)	普通教室+特別教室	○
超高速インターネット接続	○	H28.4月		教員1人1台	△
ICT支援員	×			学校	○
学習者用コンピュータ(予備用)	×			配置	×
充電保管庫	×			故障・不具合に備えた複数の予備機の配置	×
有線LAN	×			学習者用PCの充電・保管用	×
学習者用サーバ	×			PC教室、職員室及び保健室等への有線LAN環境の整備	×
ソフトウェア(総合型校務支援システム)	○	H28.4月		学校ごとに1台	△
ソフトウェア(セキュリティソフト)	△		(ウイルス対策ソフト、有害サイトフィルタソフト導入済み)		○
校務用サーバ	×		(NASを職員室に設置)	学校の設置者ごとに1台	×

(平成31年2月現在)

《能勢ささゆり学園におけるICT教育環境整備計画》

別紙2

	平成31(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
学習者用コンピュータ 学習者用コンピュータ(予備用)					予算措置 当初予算	
情報学習センター用コンピュータ	予算措置 当初予算				ノートPC(Windows7)更新(40台)	
指導者用コンピュータ	予算措置 当初予算				授業用タブレットPCを24台配置	
学習用ツール(学習者用)				予算措置 当初予算		
学習用ツール(指導者用)	予算措置 当初予算			授業支援ソフト(指導者用)を導入		
校務用コンピュータ	予算措置 当初予算			ノートPC(Windows7)を更新(15台)		
ICT支援員				校務用タブレットPCをノートPCへ更新(55台)(※2)		
ソフトウェア(セキュリティソフト)				予算措置 (※3)予算措置		ICT支援員配備(1名)
学習用・校務用サーバー	予算措置 当初予算					セキュリティソフトを導入
校務支援システム	予算措置 (※3)予算措置					学習用・校務用サーバーを配置(現在のNASから更新)
デジタル教科書				予算措置 中学校更新		既導入の校務支援システムを維持
校内LAN整備(GIGAスクール構想対応)	予算措置 補正予算			予算措置 小学校更新		「GIGAスクール構想の実現」に向けた校内通信ネットワーク整備事業
概算費用額	474百万円	23.7百万円		未定(※3)	未定(※3)	未定(※3)
					平成31(2019)年度～令和6(2024)年度 概算費用額合計	未定(※3)

(※1)令和6年度までの実現を目指す。年度ごとに整備する台数等具体的な計画は、別に定めある。

(※2)ノートPCへの更新に併せて、校務用タブレットPCを学習者用コンピューターに転用する。  
(※3)令和3年度以降の概算費用額については、国及び他の地方公共団体等の状況を踏まえつつ、財政部局と調整のうえ、別に定めある。



30文科生第286号  
平成30年7月12日

各都道府県教育委員会教育長 殿  
各指定都市教育委員会教育長

文部科学省生涯学習政策局長  
常盤 豊

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長  
高橋 道和

(印影印刷)

### 第3期教育振興基本計画を踏まえた、新学習指導要領実施に向けての 学校のICT環境整備の推進について（通知）

平成32年（2020年）度から順次全面実施される新学習指導要領においては、「情報活用能力」を、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に、「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けるとともに、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」ことを明記するなど、今後の学習活動において、より積極的にICTを活用することを求めてています。また、小学校段階で初めてプログラミング教育を導入するほか、中学校、高等学校等における情報教育についても一層の充実を図っています。

文部科学省では、新学習指導要領の実施を見据え、学校において最低限必要とされ、かつ優先的に整備すべきICT環境整備について明示するため、昨年12月に「平成30年（2018年）度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を取りまとめ、公表しました。また、学校におけるICT環境の整備に必要な経費については、本整備方針を踏まえた「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」に基づき、単年度1,805億円の地方財政措置が講じられることとなっています。

これらを踏まえ、本年6月15日に閣議決定された第3期教育振興基本計画においては、「『平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針』に基づき、学習者用コンピュータや大型提示装置、超高速インターネット、無線LANの整備など、各地方

公共団体による計画的な学校の ICT 環境整備の加速化を図る」ことが明記されました。その際、測定指標として、「学習者用コンピュータを 3 クラスに 1 クラス分程度整備」「普通教室における無線 LAN の 100% 整備」「超高速インターネットの 100% 整備」「教師の ICT 活用指導力の改善」が、政府全体の方針として設定されたところです。

しかしながら、「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」によれば、学校の ICT 環境の整備状況については、大多数の学校において目標とする水準を達成しておらず、かつ、地方公共団体間で大きな格差があるなどの課題があります。文部科学省では、これまでも、学校の ICT 環境整備状況に関するデータの市区町村ごとの公表なども含め、各地方公共団体における整備を促してきましたが、状況は未だ不十分であり、新学習指導要領の全面実施を間近に控え、このままの状況では児童生徒の学習に支障をきたす恐れも懸念されます。

については、各教育委員会におかれでは、新学習指導要領において求められる学習活動を全ての学校において実現できるよう、各教科等の指導における ICT を活用した学習場面を念頭に置き、学校の ICT 環境の整備や教員の ICT 活用指導力の向上に万全を期していただくよう重ねてお願いします。

その際、各地方公共団体において、学校の ICT 環境整備に係る取組に高い優先度が与えられるよう、教育委員会内のみならず首長部局の理解と協力を得ることが重要と考えられるところであり、例えば、学校の ICT 環境整備を、総合教育会議における審議・調査事項として提案し、教育の大綱に位置付けるなどの効果的な方策についても積極的に検討していただくことを期待するものです。

なお、各都道府県教育委員会におかれましては、本件について、域内市（区）町村教育委員会に対しても周知くださるようお願いします。

#### （添付資料）

- ・ 第 3 期教育振興基本計画【抜粋】
- ・ 新学習指導要領のポイント（情報教育・ICT 活用教育関係）
- ・ 「2018 年度以降の学校における ICT 環境の整備方針」のポイント
- ・ 学校の ICT 環境整備に係る新たな地方財政措置
- ・ 学校の ICT 環境整備の現状
- ・ 学校における ICT を活用した学習場面
  - ・ （参考）全国の学校（普通教室）における ICT 環境整備のステップ（イメージ）
  - ・ （参考）自治体における学校の ICT 環境整備状況の見える化
  - ・ （参考）政府の成長戦略における教育の情報化に関する KPI
  - ・ （参考）新学習指導要領を踏まえた学校の ICT 環境整備の推進について
  - ・ （参考）「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果（平成 28 年度）〔速報値〕及び平成 30 年度以降の学校における ICT 環境の整備方針について（通知）」（2017 年 12 月 26 日付通知 29 文科生第 607 号）

#### （本件問合せ先）

担当：文部科学省生涯学習政策局  
情報教育課 松本、遠藤  
TEL : 03-5253-4111 (内線 2382)  
FAX : 03-6734-3712  
e-mail : johokyoiku@mext.go.jp

# 第3期教育振興基本計画【抜粋】

平成30年6月15日閣議決定

## 目標（17）ICT利活用のための基盤の整備

初等中等教育段階について、①情報活用能力（必要な情報を収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達できる能力（ICTの基本的な操作スキルを含む）や、情報の科学的理 解、情報社会に参画する態度）の育成、②主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に向けた各教科等の指導におけるICT活用の促進、③校務による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上、④それらを実現するための基盤となる学校のICT環境整備の促進に取り組む。また、私立学校についても、国公立学校の状況を勘案しつつ、ICT環境整備を推進する。

### （測定指標）

- ・教師のICT活用指導力の改善
- ・学習者用コンピュータを3クラスに1クラス分程度整備
- ・普通教室における無線LANの100%整備
- ・超高速インターネットの100%整備

### （参考指標）

- ・児童生徒の情報活用能力
- ・校務のICT化による教職員の業務負担軽減の効果

### ○情報活用能力の育成

- ・新学習指導要領において、情報活用能力（情報モラルを含む。）が学習の基盤となる資質・能力として位置付けられたりとを踏まえ、その育成に係る優れたカリキュラム・マネジメント事例を創出し、普及を図る。また、情報モラルの育成を推進するため、指導資料や啓発資料の作成、配布等を行うとともに、官民が連携してプログラミング教育の推進に向けた指導事例の創出・普及等、教師の指導力向上を図る取組を行う。さらに、放課後にプログラミング等のICTに関する継続的・発展的な学習機会の提供の促進を図る。

### ○各教科等の指導におけるICT活用の促進

- ・教師のICTを活用した指導力の向上を図るための指導資料の作成・配布や指導的立場の教師等への研修を行ふとともに、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に向けたICT活用実践事例の創出及び普及を図る。
- ・多様性ある学習や専門性の高い授業等を実現させる観点から、遠隔教育の推進を図る。
- ・障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供に向け、障害の状態等に応じた情報保障やコミュニケーションの方法、教材（ICT及び補助用具を含む。）の活用について配慮するよう周知を行う。

### ○校務のICT化による教職員の業務負担軽減及び教育の質の向上

- ・教職員の業務負担軽減に効果的な統合型校務支援システムの整備を図るため、調達コスト及び運用コスト抑制に向け、都道府県単位での共同調達・運用を促進する。
- ・統合型校務支援システムを発展させ、成績、出欠又は学籍に関する情報等の校務情報を、学習記録データ（学習成績物等の授業・学習の記録）と有効につなげ、学級・学校重官の改善等に資するための実証研究を推進し、成果の普及に關係府省が連携して取り組む。

### ○学校のICT環境整備の促進

- ・「平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」に基づき、学習者用コンピュータや大型提示装置、超高速インターネット、無線LANの整備など、各自治体による計画的な学校のICT環境整備の加速化を図る。あわせて、「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の普及や改定など、学校における情報セキュリティの確保に取り組み、教師及び児童生徒が安心して学校でICTを活用できる環境の整備を促進する。また、地方公共団体へICT活用の専門家を派遣し、各地域におけるICT環境整備推進に向けた課題解決を支援する。
- ・私立学校については、国公立学校の状況を勘案しつつ、学校のICT環境整備の促進に取り組む。

# 新学習指導要領のポイント（情報教育・ICT活用教育関係）

- 平成29年3月に小学校及び中学校、平成30年3月に高等学校の新学習指導要領を公示。
- 新学習指導要領を小学校は平成32年(2020年)度、中学校は平成33年(2021年)度から全面実施。高等学校は平成34年(2022年)度から学年進行で実施。

## 小・中・高等学校共通のポイント（総則）

- 情報活用能力を、言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付け

総則において、児童生徒の発達の段階を考慮し、言語能力、情報活用能力(情報モラルを含む。)等の学習の基盤となる資質・能力を育成するため、各教科等の特性を生かし、教科等横断的な視点から教育課程の編成を図るものとすることを明記。【総則】

- 学校のICT環境整備とICTを活用した学習活動の充実に配慮

総則において、情報活用能力の育成を図るために、各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するためには必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ることに配慮することを明記。【総則】

## 小・中・高等学校別のポイント（総則及び各教科等）

- 小学校においては、文字入力など基本的な操作を習得、新たにプログラミング的思考を育成各教科等の特質に応じて、児童がコンピュータで文字を入力するなどの学習の基盤として必要となる情報手段の基本的な操作を習得するための学習活動や、プログラミングを体験しながらコンピュータに意図した処理を行わせるために必要な論理的思考力を身に付けるための学習活動を計画的に実施することを明記。【総則】

- 中学校においては、技術・家庭科（技術分野）においてプログラミング、情報セキュリティに関する内容を充実する。「計測・制御のプログラミング」に加え、「ネットワークを利用して学習する」（技術・家庭科（技術分野））
- 高等学校においては、情報科において共通必履修科目「情報Ⅰ」を新設し、全ての生徒がプログラミングの基礎等について学習する。「情報Ⅱ」に加え、選択科目「情報Ⅲ」を開設。「情報Ⅰ」において培った基礎の上に、情報システムや多様なデータを適切かつ効果的に活用し、あるいはコンテンツを創造する力を育成。【情報科】

# 「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」のポイント

～これからの中学校活動を支えるICT機器等と設置の考え方～

(2017年12月26日策定)

## 第1章 ICT機器の整備方針

### 第1回 基本的考え方

ICT機器	整備方針 (教室等)	対象学年
○電子黒板	普通教室 (H29.3現在 24.4%)	全学校種
○実物投影機（書画カメラ）	普通教室	全学校種

ICT機器	整備方針 (教室等)	対象学年
○教育用コンピュータ	3.6人/台 (H29.3現在 5.9人/台)	全学校種
○学習用ツール	教育用コンピュータの台数分	全学校種
○無線LAN	普通教室 (H29.3現在 29.6%)	全学校種
○校務用コンピュータ	教員 1人 1台	教員 1人 1台
○超高速インターネット接続	学校	学校
○ICT支援員	配置	配置

① **学習者用コンピュータ**  
► 現行の3.6人/台から3クラスに1クラスに1人1台環境を可能な時に「1日1コマ分程度を当面の目標とする」

② **電子黒板**  
► 「大型提示装置」に名称変更（スペックの見直し）  
・※①提示機能、②イジタクティフ機能のうち、「大きく映す」という①の提示機能を必須とした上で、実際の学習活動を想定し、配備を進めることが適当。

※「全学校種」とは、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校のことという。

### 第2回 教室設備

ICT機器	整備方針 (教室等)	対象学年
○大型提示装置	普通教室 + 特別教室	全学校種
○实物投影装置	普通教室 + 特別教室	全学校・特別支援
○学習者用コンピュータ	3クラスに1クラス分程度	授業を担任する教員1人1台

ICT機器	整備方針 (教室等)	対象学年
○指導者用コンピュータ	○学習用ツール	学習者及び指導者用コンピュータの台数分
○無線LAN	○校務用コンピュータ	普通教室 + 特別教室
○超高速インターネット接続	○ICT支援員	学校
		配置

ICT機器	整備方針 (教室等)	対象学年
○学習者用コンピュータ (予備用)	故障・不具合に備えた複数の予備機の配備	全学校種
○充電保管庫	学習者用コンピュータの充電・保管用	全学校種
○有線LAN	コンピュータ教室、職員室及び保健室等への有線 LAN環境の整備	全学校種
○学習用サーバ	学校ごとに1台	全学校種
○ソフトウェア	・純合型校務支援システムの整備 ・セキュリティソフトの整備	学校の設置者（教育委員会）ごとに1台の整備
○校務用サーバ		

# 学校のICT環境整備に係る新たな地方財政措置

## 教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）

新学習指導要領においては、「情報活用能力が、言語能力、問題発見・解決能力等と同様に「学習の基礎となる資質・能力」と位置付けられ、「各学校において、コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するためには、これらを適切に活用した学習活動の充実を図る」とことが明記されるとともに、小学校においては、プログラミング教育が必修化されるなど、今後の学習活動において、積極的にICTを活用することが想定されています。

このため、文部科学省では、新学習指導要領の実施を見据え「2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針」を取りまとめるとともに、当該整備方針を踏まえ「教育のICT化に向けた環境整備5か年計画（2018～2022年度）」を策定しました。また、このためには必要な経費については、2018～2022年度まで単年度1,805億円の地方財政措置を講じることとされています。

### 2018年度以降の学校におけるICT環境の整備方針で目標とされている水準

- 学習者用コンピュータ 3クラスに1クラス分程度整備  
・1日1コマ分程度、児童生徒が1人1台環境で学習できる環境の実現
- 指導者用コンピュータ 授業を担任する教師1人1台
- 大型提示装置・実物投影機 100%整備  
各普通教室1台、特別教室用として6台  
(実物投影機は、整備実態を踏まえ、小学校及び特別支援学校に整備)
- 超高速インターネット及び無線LAN 100%整備
- 統合型校務支援システム 100%整備
- ICT支援員 4校に1人配置
- 上記のほか、学習用ツール<sup>(※)</sup>、予備用学習者用コンピュータ、充電保管庫、学習用サーバ、校務用サーバー、校務用コンピュータやセキュリティに関するソフトウェアについても整備  
(※) ワープロソフトや表計算ソフト、プレゼンテーションソフトなどをはじめとする各教科等の学習活動に汎用で必要なソフトウェア



# 学校のICT環境整備の現状（平成29(2017)年3月）

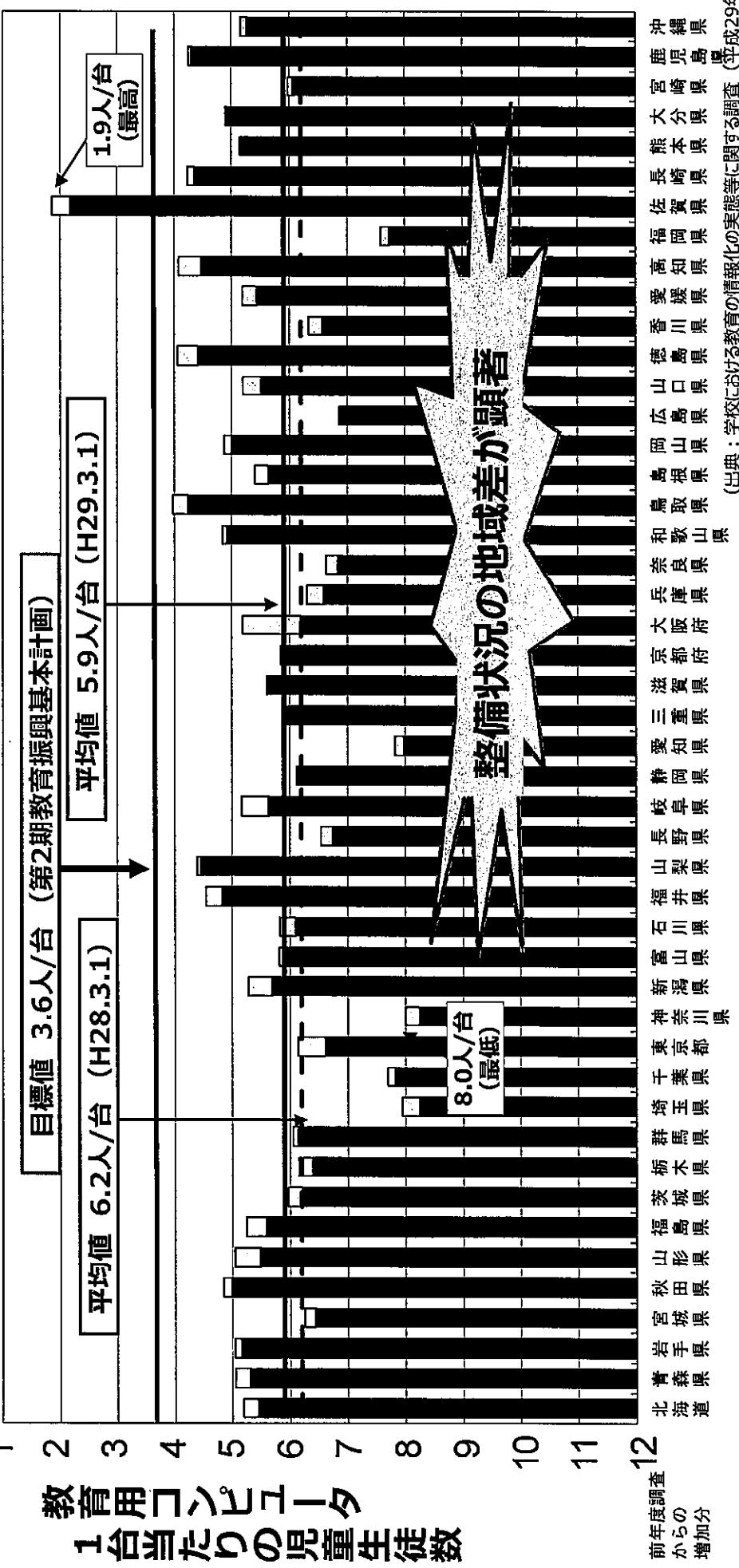
[H28年3月1日現在]

平成26～29年度の目標

①教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数	<b>5.9人/台</b>	(6.2人/台)	(目標：3.6人/台)
②普通教室の無線LAN整備率	<b>29.6%</b>	(26.1%)	(目標：100%)
普通教室の校内LAN整備率	<b>88.9%</b>	(87.7%)	(目標：100%)
③超高速インターネット接続率（30Mbps以上）	<b>87.2%</b>	(84.2%)	(目標：100%)
超高速インターネット接続率（100Mbps以上）	<b>47.9%</b>	(38.4%)	(目標：100% (1学級当たり1台))
④普通教室の電子黒板整備率	<b>24.4%</b>	(21.9%)	(目標：100% (1学級当たり1台))

( )は前回調査(平成28年3月1日)の数値

(人/台)



# 学校におけるICTを活用した学習場面

各教科等の指導でICTを活用することは、子供たちの学習への興味・関心を高め、分かりやすい授業や「主体的・対話的で深い学び」の実現や、個に応じた指導の充実に資するもの。

## A 一斉学習

挿絵や写真等を拡大・縮小、画面への書き込み等を活用して分かりやすく説明することにより、子供たちの興味・関心を高めることができる。

## B 個別学習

デジタル教材などの活用により、自らの疑問について深く調べることや、自分に合った進度で学習することが容易となる。また、一人一人の学習履歴を把握することにより、個々の理解や関心の程度に応じた学びを構築することができる。

## C 協働学習

タブレットPCや電子黒板等を活用し、教室内の授業や他の地域・海外の学校との交流学習において子供同士による意見交換、発表などお互いを高めあう学びを通じて、思考力、判断力、表現力などを育成することが可能となる。

### A1 教員による教材の提示



画像の大提示や書き込み、音声、動画などの活用

### B1 個別で学ぶ子習



一人の習熟度等に応じて子習

### B2 調査活動



インターネット等による記録用具や動画等の活用

### C1 協働学習



タブレットPCや電子黒板等の活用による協働学習

### C2 協働学習



タブレットPCや電子黒板等の活用による協働学習

### C3 協働学習



タブレットPCや電子黒板等の活用による協働学習

### B3 家庭学習



家庭での学習環境による家庭学習

### B4 表現・制作



タブレットPC等の電子機器による表現・制作

### B5 家庭学習



家庭での学習環境による家庭学習

※「学びのイノベーション事業」実践研究報告書(平成26年)より

## (参考) 全国の学校（普通教室）におけるICT環境整備のステップ。（イメージ）

新学習指導要領を踏まえ、「授業展開に応じて教師が必要な時に（1日1授業程度分が当面の目安）1人1台利用を可能とする環境（3クラスに1クラス分程度）を実現することが重要。（早急にStage3の環境整備が必要）。

Stage4

大型提示装置  
(プロジェクタ・電子黒板等)

+

1人1台専用  
可動式PC

無線LAN

Stage3

大型提示装置  
(プロジェクタ・電子黒板等)

+

授業展開に応  
じて必要な時  
に1人1台  
可動式PC

3クラスに  
1クラス分程度

無線LAN

Stage2

大型提示装置  
(プロジェクタ・電子黒板等)

+

グループ1台  
可動式PC

無線LAN

Stage1

大型提示装置  
(プロジェクタ・電子黒板等)

+

各教室PC1台

## (参考) 自治体における学校のICT環境整備状況の見える化

文部科学省において、自治体における学校のICT環境の整備状況について把握・公表するため、「**学校における教育の情報化の実態等に関する調査**」を毎年度実施。

- 調査結果については、
  - **都道府県別・市区町村別の整備状況**（数値データ）のみならず
  - 整備状況の**市区町村別順位**
  - 各都道府県内の**市区町村の整備状況が比較できるグラフ**（全指標）を公表。

「学校における教育の情報化に関する実態調査」結果の都道府県別・市区町村別の整備状況については、文部科学省のウェブサイトに掲載。  
([http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/detail/1395145.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/detail/1395145.htm))

- 併せて、
  - 調査結果をもとに、日経BP社と連携し、同社が**全自治体における「公立学校情報化ランキング」**を公表。

## (参考) 政府の成長戦略における教育の情報化に関するKPI

### 無線LANの普通教室への整備を2020年度までに100%とする。(未来投資戦略2018)

#### 現状値

33.2% (2016年度)

[参考]

29.8% (2015年度) 27.2% (2014年度) 24.9% (2013年度)

※校内LANを整備している普通教室のうち、無線LANを整備している普通教室の割合。  
(無線LANを普通教室で利用可能とするためには、普通教室まで回線がつながっていること(校内LANが整備されていること)が必要であるためこのように設定)

(出典:文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」)

### 学習者用コンピュータを2020年度までに3クラス分程度整備する。(未来投資戦略2018)

#### 現状値

【参考】 6.2人 (2015年度) 6.4人 (2014年度) 6.5人 (2013年度)

児童生徒5.9人に1台 (2016年度)

### 都道府県及び市町村における学校のIT環境整備計画の策定率について、2020年度までに100%を目指す。(日本再興戦略2016)

#### 現状値

38.3% (2016年度)

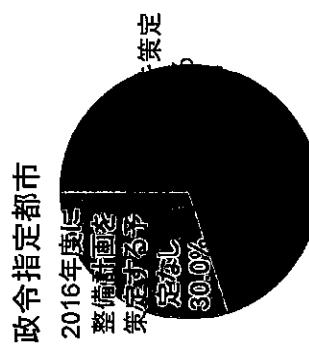
[参考]

32.7% (2015年度) 31.9% (2014年度)

(出典:文部科学省調査)

※ICT環境整備に關し、整備期間を定め、当該整備期間において具体的な達成目標を定めている「整備計画」の策定の有無を地方公共団体に対し調査

【参考】 都道府県及び市町村(政令指定都市含む)



### 授業中にITを活用して指導することができる教員の割合について、2020年までに100%を目指す。(未来投資戦略2017)

#### 現状値

75.0% (2016年度)

【参考】 73.5% (2015年度) 71.4% (2014年度) 69.4% (2013年度)

(出典:文部科学省「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」)

## (参考)

# 新学習指導要領を踏まえた学校のICT環境整備の推進について

学習指導要領の改訂  
(小中：2017年3月  
高：2018年3月)

## 新学習指導要領では、

- ① 小学校においてプログラミング教育を必修化するなど、情報活用能力を言語能力等と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けるとともに、
- ② 学校においてICT環境を整え、それを適切に活用した学習活動の充実を図ることが明記。

⇨ 今後の学習活動においては、積極的なICT活用が必須。

- 
- 平成29年（2017年）3月に小学校及び中学校、平成30年（2018年）3月に高等学校の新学習指導要領を公示。
  - 新学習指導要領を小学校は平成32年（2020年）度、中学校は平成33年（2021年）度から全面実施。高等学校は平成34年（2022年）度から学年進行で実施。

## このため、国においては、

- ① 新学習指導要領の実施を見据え、学校において最低限必要とされ、かつ優先的に整備すべきICT環境についての整備方針を策定し、全ての教育委員会に通知（2017年12月）  
(学習者用コンピュータを3クラスに1クラス分程度整備、無線LANの普通教室への100%整備 等)
- ② 当該整備方針を踏まえた、環境整備5か年計画（2018～2022年度）に基づき、  
**単年度1,805億円の地方財政措置**として財源を保障。

- 
- 「学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果（平成28年度）〔速報値〕及び平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針について（通知）」（2017年12月26日付通知29文科生第607号）
  - 「平成30年度文教関係地方財政措置予定（主要事項）及び文教関係東日本大震災関連の財政措置の状況について」（2018年2月15日付事務連絡）

各自治体においては、2020年度からの新学習指導要領の全面実施に向け、上記の整備方針及び地方財政措置を踏まえて、**学校のICT環境の整備や教師のICT活用指導力の向上に万全を期していただきたい**と願いします。

# 安心と成長の未来を拓く総合経済対策（令和元年12月5日閣議決定）

- III. 未来への投資と東京オリンピック・パラリンピック後も見据えた経済活力の維持・向上
- 2. Society 5.0 時代を担う人材投資、子育てしやすい生活環境の整備

国は将来は何よりも人材にかかっている。初等中等教育において、Society 5.0 という新たな時代を担う人材の教育や、特別な支援を必要とするなどの多様な子供たちを誰一人取り残すことのない一人一人に応じた個別最適化学習にふさわしい環境を速やかに整備するため、学校における高速大容量のネットワーク環境(校内 LAN)の整備を推進するとともに、特に、義務教育段階において、令和5年度までに、全学年の児童生徒一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指すこととし、事業を実施する地方公共団体に対し、国として継続的に財源を確保し、必要な支援を講ずることとする\*。あわせて教育人材や教育内容といったソフト面でも対応を行う。

- GIAAスクール構想の実現 (Global and Innovation Gateway for ALL) (文部科学省)
- EdTech導入実証事業 (経済産業省)
- 教育現場の課題解決に向けたローカル5Gの活用モデル構築 (総務省)

\* 事業実施に当たっては、将来的な維持・更新に係る負担を含めた持続的な利活用計画を策定する地方公共団体を対象とする。また、端末整備に關し、スケールメリットを考慮したうえで、地方公共団体において価格低減インセンティブが働く補助単価を設定する。